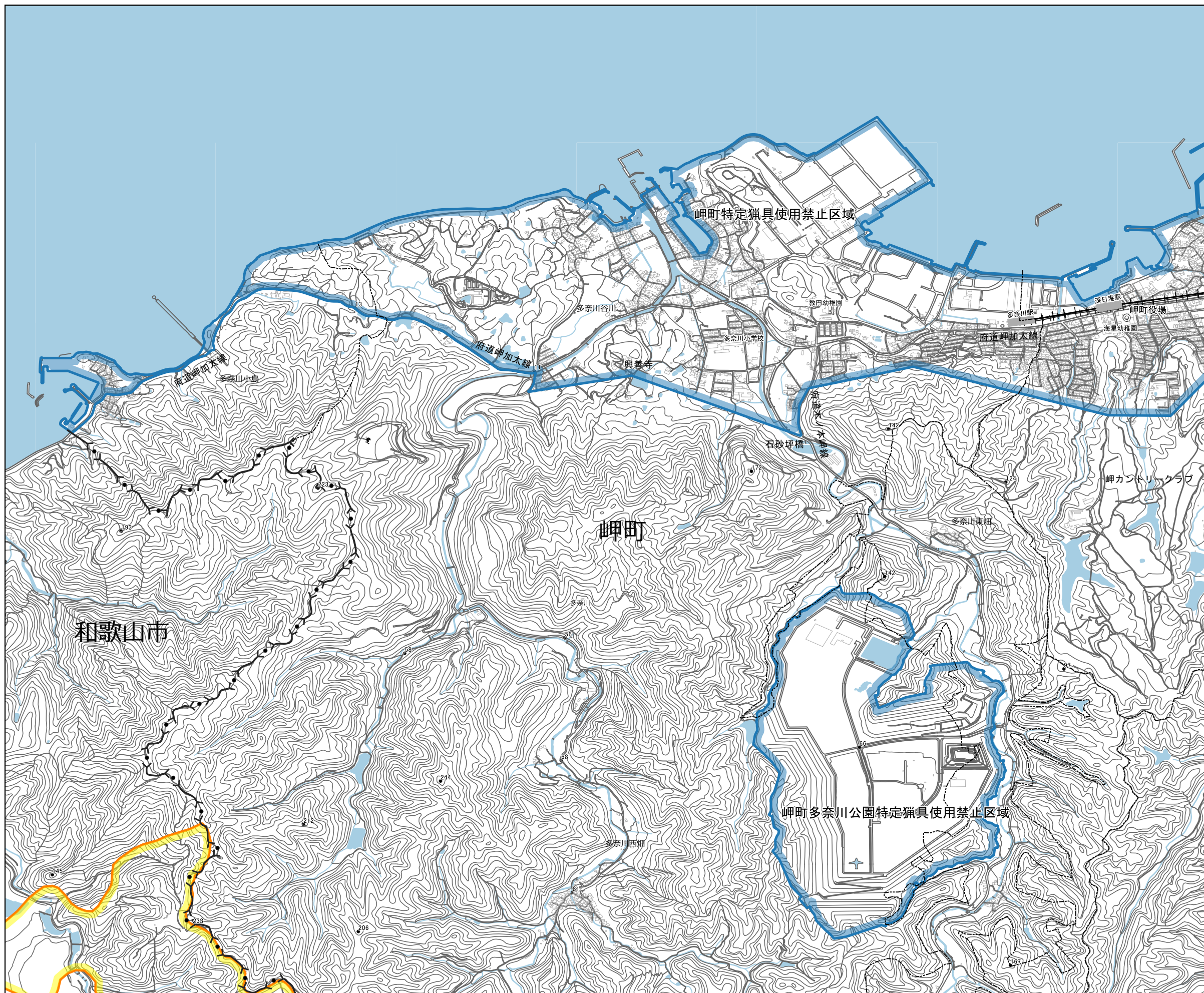


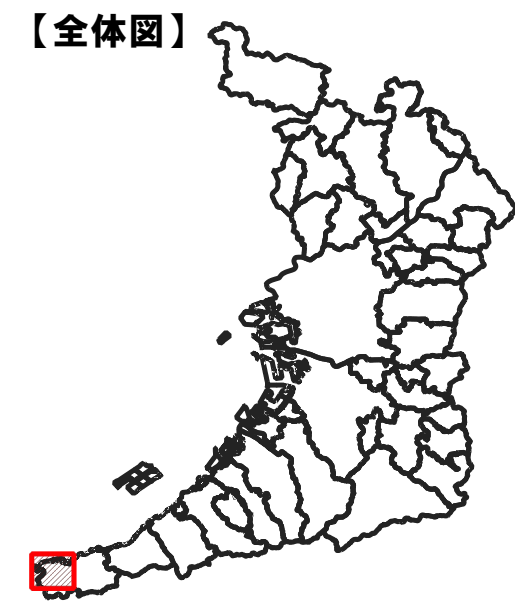
# 71 岬町特定猟具使用禁止区域(1)

1:12000

0 250 500 m



## 【全体図】



## 【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

## 【指定区域】

国道26号と泉南郡岬町・阪南市の境界線の交点を起点とし、同境界線上を約1.5キロメートル南進した開発地の境界地点から直線で町道別所畑連絡線終点に至る。さらに同点から南西に直進し番川との交点に至る地点から同川に沿って北進、国道26号線との交点に至る。同点から直線で岬高校南側境界線に至り、さらに直線で南海電鉄深日変電所境界に至る。同点から直線で南海電鉄南海線沿いを南進し林道棟合線との交点に至る。同点から林道棟合線を経て町道大町線終点と国道26号との交点に至る。同点から国道26号線に沿って北進し、南海橋に至る地点から町道緑5中央線終点、町道緑ヶ丘団地1号線終点、町道岬カントリー連絡線終点、町道小田平西1号線終点をそれぞれ直線で結び、さらに直線で府道木ノ本・岬線と町道小山田線との交点に至る。同府道東端を南進し、石砂坪橋に至り、同点から直線で興善寺南側境界線に至り、さらに直線で町道西畑線と山に入っている道との合流点に至る。同点から同線を北進し、楠木橋を渡って府道岬加太港線との交点に至る。さらに同府道を北西進し、和歌山県境界線との交点に至る。同境界線上を西進し、海岸線に至った地点から海岸線に沿って北東進し泉南郡岬町・阪南市の境界に至る。さらに同境界線に沿って南進し、起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。  
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。